

感染症発生動向調査事業実施要綱新旧対照表

		新	旧
感染症発生動向調査事業実施要綱			
第1～4	(略)	第1～4	(略)
第5 事業の実施	1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（第2の(73)及び(83)）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症	1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症	1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症
(1) 調査単位及び実施方法	ア 診断した医師	ア 診断した医師	ア 診断した医師
	一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（第2の(73)及び(83)）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症を届出する。また保健所から当該患者の病原体検査のための検体又は病原体情報の提供を受けた場合は、協力可能な範囲において、検体又は病原体情報について、保健所の協力を得て別記様式の検査票を添付して地方衛生研究所（地方衛生研究所を設置しない都道府県等にあっては、検査事務を適法に委託した他の都道府県等の設置する地方衛生研究所。以下同じ。）に送付する。	一類感染症及び指定感染症を届出する。また保健所から当該患者の病原体検査のための検体又は病原体情報の提供を受けた場合は、協力可能な範囲において、検体又は病原体情報について、保健所の協力を得て別記様式の検査票を添付して地方衛生研究所（地方衛生研究所を設置しない都道府県等にあっては、検査事務を適法に委託した他の都道府県等の設置する地方衛生研究所。以下同じ。）に送付する。	一類感染症及び指定感染症を届出する。また保健所から当該患者の病原体検査のための検体又は病原体情報の提供を受けた場合は、協力可能な範囲において、検体又は病原体情報について、保健所の協力を得て別記様式の検査票を添付して地方衛生研究所（地方衛生研究所を設置しない都道府県等にあっては、検査事務を適法に委託した他の都道府県等の設置する地方衛生研究所。以下同じ。）に送付する。
第5 事業の実施	2 全数把握対象の五類感染症（第2の(73)及び(83)を除く。）	2 全数把握対象の五類感染症	2 全数把握対象の五類感染症
(1) 調査単位及び実施方法	ア 診断した医師	ア 診断した医師	ア 診断した医師
	全数把握対象の五類感染症（第2の(73)及び(83)を除く。）の患者を診断した医師は、別に定める基準に基づき診断後7日以内に最寄りの保健所に届出を行う。また保健所から当該患者の病原体検査のための検体又は病原体情報の提供の依頼を受ける場合にあっては、協力可能な範囲において、保健所の協力を得て別記様式の検査票を添付して地方衛生研究所（地方衛生研究所を設置しない都道府県等にあっては、検査事務を適法に委託した他の都道府県等の設置する地方衛生研究所。以下同じ。）に送付する。	全数把握対象の五類感染症（全数）の患者を診断した医師は、別に定める基準に基づき診断後7日以内に最寄りの保健所に届出を行う。また保健所から当該患者の病原体検査のための検体又は病原体情報の提供の依頼を受ける場合にあっては、協力可能な範囲において、保健所の協力を得て別記様式の検査票を添付して地方衛生研究所（地方衛生研究所を設置しない都道府県等にあっては、検査事務を適法に委託した他の都道府県等の設置する地方衛生研究所。以下同じ。）に送付する。	全数把握対象の五類感染症（全数）の患者を診断した医師は、別に定める基準に基づき診断後7日以内に最寄りの保健所に届出を行う。また保健所から当該患者の病原体検査のための検体又は病原体情報の提供の依頼を受ける場合にあっては、協力可能な範囲において、保健所の協力を得て別記様式の検査票を添付して地方衛生研究所（地方衛生研究所を設置しない都道府県等にあっては、検査事務を適法に委託した他の都道府県等の設置する地方衛生研究所。以下同じ。）に送付する。

<p>原体情報の提供の依頼を受けた場合には、協力可能な範囲において、検体又は病原体情報について、保健所の協力を得て別記様式の検査票を添付して地方衛生研究所に送付する。</p>	<p>イ 保健所 イ 保健所</p> <p>① 当該届出を受けた保健所は、直ちに感染症発生動向調査システムに届出内容を入力するものとする。また、保健所は、第2の(63)、(65)、(66)、(68)から(70)まで、(76)、(78)から<u>(82)</u>又は(84)までの患者を診断した医師に対して、必要に応じて病原体検査のための検体又は病原体情報の地方衛生研究所への提供について、別記様式の検査票を添付して依頼するものとする。</p>	<p>② (略) ウヘキ (略)</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>第6 (略)</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>第7 実施時期 この実施要綱は、平成11年4月1日から施行する。ただし、病原体情報及び病原体定点に関する項目においては、各都道府県等において実施可能となり次第、実施することとして差し支えない。</p> <p>この実施要綱の改正は、平成14年11月1日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成15年11月5日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成18年4月1日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成18年6月12日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成18年11月22日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成19年4月1日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成20年1月1日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>この実施要綱は、平成14年11月1日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成15年11月5日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成18年4月1日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成18年6月12日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成18年11月22日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成19年4月1日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成20年1月1日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成20年4月1日から施行する。</p>
---	---	---	------------------------------	--

この実施要綱の一部改正は、平成20年5月12日から施行する。	この実施要綱の一部改正は、平成20年5月12日から施行する。
この実施要綱の一部改正は、平成23年2月1日から施行する。	この実施要綱の一部改正は、平成23年2月1日から施行する。
この実施要綱の一部改正は、平成23年9月5日から施行する。ただし、第5の3の(2)の規定については、平成23年7月29日から施行する。	この実施要綱の一部改正は、平成23年9月5日から施行する。ただし、第5の3の(2)の規定については、平成23年7月29日から施行する。
この実施要綱の一部改正は、平成25年3月4日から施行する。	この実施要綱の一部改正は、平成25年3月4日から施行する。
この実施要綱の一部改正は、平成25年4月1日から施行する。	この実施要綱の一部改正は、平成25年4月1日から施行する。
この実施要綱の一部改正は、平成25年5月6日から施行する。	この実施要綱の一部改正は、平成25年5月6日から施行する。
この実施要綱の一部改正は、平成25年10月14日から施行する。	この実施要綱の一部改正は、平成25年10月14日から施行する。
この実施要綱の一部改正は、平成26年7月26日から施行する。	この実施要綱の一部改正は、平成26年7月26日から施行する。
この実施要綱の一部改正は、平成26年9月19日から施行する。	この実施要綱の一部改正は、平成26年9月19日から施行する。
この実施要綱の一部改正は、平成27年1月21日から施行する。	この実施要綱の一部改正は、平成27年1月21日から施行する。
この実施要綱の一部改正は、平成27年5月21日から施行する。	この実施要綱の一部改正は、平成27年5月21日から施行する。